

## 第 5 回（前回）の会議で出された意見と対応

	委員からの意見	対 応
意見 1	<p><b>車いす使用者駐車施設の使用に対する周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者駐車施設に、健常者が駐車するケースが多く見受けられるため、適切な使用がなされるよう、広報あきた等で市民に周知してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年 2 月 5 日号の広報あきたで周知しました。（掲載記事は 2 頁のとおり）</li> <li>なお、使用実態によっては、さらなる啓発・広報を展開する必要があるため、本協議会（第 6 回）の検討議題であるアンケート調査を実施して状況把握を行います。（秋田市：都市計画課）</li> </ul>
意見 2	<p><b>車いす使用者駐車施設の表示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いすマークの付いた駐車スペースに、「車いす専用」と表記しても良いことになっており、本協議会の場でも、そうした対応がなされるよう、再三、要望をしてきたが、未だ実現に至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者駐車施設の整備においては、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例等の基準で、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示することとされています。</li> <li>一方で、その表示については、国際シンボルマークの車いすマークのみの表示でも良いとされ、それが広く一般に普及・浸透したものと推察されます。</li> <li>そうした基準の範囲内で設置された施設については、行政の指導をもって対応できないなど課題があるほか、根本的に施設利用者のモラルの問題などもあるため、当面は、表示方法に関する情報提供を行うとともに、啓発活動に努めることとします。（秋田市：都市計画課）</li> </ul>
意見 3	<p><b>エリアなかいちでの障がい者を想定した避難訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物で火災等が発生した場合、障がい者の中には、介助が必要になる人もいますので、そうしたことを想定した避難訓練を実施する必要があるのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 2 月 29 日、にぎわい交流館 AU において、秋田まちづくり株式会社が施設内に障がい者がいることも想定した避難訓練を実施しました。</li> <li>また、訓練の結果を受け、その評価・改善等を行うなどして、利用者のさらなる安全が確保されるよう一層努めます。（秋田まちづくり株式会社）</li> </ul>

# 市役所からの お知らせ



\*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/



小学生による  
「心」のバリアフリー教室

一人ひとりの思いやりで  
「心」のバリアフリーを

市では、高齢者や障がい者などの自立と社会参加を促進するため、施設のバリアフリー化のほか、心理的な障害を取り除く「心のバリアフリー」への取り組みも行っています。

例えば、困っている人に手を差し伸べられる社会環境づくりとして、今年度は市内21の小学校で、高齢者や障がい者の疑似体験や介助体験によるバリアフリー教室を実施しました。

対象は3年～5年生の児童延べ1千36人。アイマスクやヘッドホンを付け、普段と違う環境に戸惑う友だちの手を引いたり、声を掛けて誘導したりと、子どもたちは、改めて助け合うことの大切さを学んだようでした。

また左記のとおり、街角で誰もができる小さな気遣いも大事です。一人ひとりが相手を思いやり「心のバリアフリー」を実践しましょう。

■車いすマークのついた駐車区画の正しい使い方

不特定多数の人が利用する駐車場に設置された、車いすマークのついた駐車区画は、車いすを使うかたが、安全かつ円滑に駐車するための専用の駐車スペースです。車いす使用者が乗降するには広いスペースが必要です。一人ひとりのマナー向上で、正しい利用にご協力願います。

また、駐車場の管理者は、一般車用と区別しやすい表示や、他の障がい者・高齢者用駐車スペースを設けるなど、車いす使用者駐車場の適正利用にご協力ください。

■視覚障がい者誘導表示(点字ブロック)をふさがらないで

視覚障がい者が、目的地まで安全かつ確実に歩いていけるよう、点字ブロック上への駐輪、駐車、荷物などの放置は絶対にやめましょう。

視覚障がい者が、ぶつかったりするだけでなく、白杖を折ってしまう可能性もあり大変危険です。あなたの行動が、視覚障がい者の歩行の妨げにならないよう心掛けます。

■バリアフリー協議会を開催

3月17日(木)午後2時から、市保健所(八橋)で、第6回秋田市バリアフリー協議会を開催します。

「秋田市バリアフリー基本構想」に関する取り組みが議題です。先着10人まで傍聴できます。申し込みは都市計画課へ。

●問い合わせ 都市計画課

☎(866)2152

広報あきた 平成28年2月5日号(抜粋)